

# 見直し案

## 【課題】

- ・本助成金については、労働者の雇用の継続を図る上で有効であり、様々なメリットがあると考えられるが、近年、財源の確保が困難な中、支給実績が増加している。
- ・助成対象とした施設の中に、利用率が低いものもみられる。
- ・事業所内保育施設に補助を行っている他の事業<sup>(注1)</sup>との役割分担や整合性に配慮する必要がある。

(注1) 事業所内保育施設に補助を行う他の事業

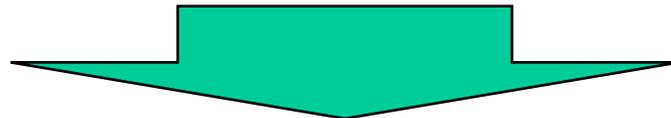
- ・病院内保育所施設整備事業、病院内保育所運営事業(医療施設対象(医政局))
- ・施設内保育施設整備事業(介護福祉施設対象(老健局))

- ・子ども・子育てに関する制度改革(関連法案を国会審議中)の施行後の本助成金のあり方<sup>(注2)</sup>については、法律の施行までの間に、内閣府に設置される子ども・子育て会議における地域型保育給付の詳細な制度設計を踏まえ、所要の見直しを行うこととしている。

(注2) 事業所内保育施設(地域の子どもも受け入れるものに限る。)は、子ども・子育てに関する制度改革における「地域型保育給付」と位置づけられている

## 【見直しの方向性】

子ども・子育てに関する制度改革(関連法案を国会審議中)の施行後を見据えつつ、限られた財源の中で、事業を効率的かつ効果的に実施するため、所要の見直しを行う。



## 【具体策】

①利用率等、利用実態や運営状況に応じた助成金額・支給方法とする。

【内容】		現行	見直し案
設置費・増築費	支給方法	初年度に一括支給	運営費の支給時期に合わせて複数回に分けて支給
	保育料収入	支給額から控除していない	保育料収入を考慮した助成とする
運営費	利用状況	事業主が雇用する労働者の利用が各月1名以上いれば支給	支給要件の引き上げ(事業主が雇用する労働者の利用者数の増加)

②他の事業との役割分担や整合性等に配慮した助成内容とする。

【内容】		現行	見直し案
設置費・増築費	助成率	設置費 1/2(中小企業2/3) 増築・建替費 1/2	引き下げ
	支給上限額	2,300万円	引き下げ
運営費	支給期間	10年間	短縮